平成２７年（フ）第５７号
北海道上川郡新得町屈足柏町１丁目100番地
債務者　土田　勝利
1　決定年月日時　平成27年４月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野村　　弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月25日午後１時35分
5　免責意見申述期間　平成27年６月18日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２７年（フ）第６１号
群馬県高崎市箕郷町東明屋234番地５
債務者　本間　博士
1　決定年月日時　平成27年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大竹由希子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月８日午前11時10分
5　免責意見申述期間　平成27年６月18日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２７年（フ）第４５９号
横浜市緑区鴨居４丁目31番15号　105号
債務者　高橋　　透
1　決定年月日時　平成27年４月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田口　裕樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月22日午前11時20分
5　免責意見申述期間　平成27年６月19日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２０号
兵庫県加西市島町114番地
債務者　織田　浩司
1　決定年月日時　平成27年４月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　矢野　耕司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月16日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年６月19日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２７年（フ）第９８号
仙台市青葉区中山２丁目37番34号　パピヨン中山103、従前の住所仙台市泉区紫山４丁目11番地の３
債務者　大和田　学
1　決定年月日時　平成27年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　康浩
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月10日午前10時50分
5　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第１６５号
北九州市八幡西区星ケ丘３丁目11番７号
債務者　佐々千江美（旧姓田端）
1　決定年月日時　平成27年４月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平山　博久
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月30日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第８１号
山梨県甲府市里吉３丁目５番10号　パークハイム里吉206
債務者　渡辺　光彦
1　決定年月日時　平成27年４月23日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　深澤　　勲
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月19日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第９０号
奈良県生駒郡斑鳩町龍田２丁目２番31号
債務者　菊谷　克也
1　決定年月日時　平成27年４月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田　育司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月７日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで
奈良地方裁判所

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第２３号
岐阜県海津市南濃町山崎1183番地５　カーサ・イリーデＡ103
債務者　田中ゆかり
1　決定年月日時　平成27年４月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月12日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２７年（フ）第１６９号
大阪府東大阪市東鴻池町４丁目４番20―704号　ブランチ913
債務者　山崎　清市
1　決定年月日時　平成27年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第６８５号
大阪府東大阪市荒本北１丁目３番11―305号府営春宮住宅11棟305号
債務者　松本　朋子
1　決定年月日時　平成27年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第７９０号
大阪府東大阪市玉串元町２丁目11番53―318号
債務者　北埜　敬和
1　決定年月日時　平成27年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第７９１号
大阪府東大阪市玉串元町２丁目11番53―318号
債務者　北埜　美穂
1　決定年月日時　平成27年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１４７６号
大阪府寝屋川市寿町１番９号、前住所大阪府寝屋川市池田旭町24番55号
債務者　津田　昌俊（旧姓川崎）
1　決定年月日時　平成27年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１４９８号
大阪市城東区森之宮２丁目９番2509号、前住所大阪市住吉区我孫子東３丁目８番２―407号
債務者　結城まゆみ
1　決定年月日時　平成27年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１５０４号
大阪市西淀川区姫島５丁目３番20号　八光荘２階９号室
債務者　竹本　隆一
1　決定年月日時　平成27年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部